

建設業者の皆さんへ

平成27年度 公共工事の入札契約制度の改正について

平成27年5月より次のとおり改正します。

(1) 改正内容

これまでの入札参加資格申請（建設工事）は、経営事項審査申請時において許可行政庁に提出された書類から、2年間の工事完成実績を確認しておりましたが、この度の制度改正により、直近の年度で町の入札により発注した建設工事であれば、実績として扱うこととなりました。

(2) 対象工事

上三川町の入札により発注したもので、平成25年度、26年度の各年度において完成した建設工事。

（平成25年度：平成25年4月1日～平成26年3月31日）

（平成26年度：平成26年4月1日～平成27年3月31日）

(3) 追加申請受付について

本改正に伴い、次のとおり入札参加資格（H27・28）の追加申請の受付を行います。

- ・ 提出書類 入札参加資格業種追加申請書兼実績確認表
（町HP 入札・契約情報 入札参加資格追加申請書兼実績確認表）
- ・ 提出期限 平成27年4月24日（金）まで
- ・ 提出方法 持参または郵送
- ・ その他 すでに認定されている業種は、追加申請の必要はありません。

(4) 注意事項

- ・ 実績は工種ごとに判断します。
- ・ それぞれの年度（2カ年）の実績が必要になります。
また、本実績は経審書類での実績は考慮せず個別に判断するものです。
（経審書類で実績1年、町実績1年では2年の実績となりません。）
- ・ 平成27・28年度上三川町入札参加資格申請を行っていること、また、経営事項審査（審査基準日：平成25年8月1日から平成26年7月31日）で希望業種の総合評点（P）の通知を受けていることが必要です。

(5) 適用日

平成27年5月1日から適用します。